静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金

■対象事業　市外から初めて本市に進出し、下記の補助対象要件を満たす事務所等の賃借を行う事業

補助対象要件	【対象業種】 ●情報通信業（放送業を除く）●デザイン業のうちグラフィックデザイン業に該当するもの 【対象地域】静岡市中心市街地活性化基本計画に定める区域（静岡及び清水地区） 【その他要件】 ●従業員※1が5人以上（デジタルエンタテインメント企業の事務所※2については3人以上） ●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績 ●本市が取り組むデジタル人材育成等の事業への積極的な協力 ●8年以上の事業計画
補助内容	①建物賃借料※3…… 1/2（限度額なし） ②新規雇用（市内在住者） ●39歳以下 …… 100万円/人 ●上記以外 …… 50万円/人 ③本市転入 …… 50万円/人 ④オフィス改修費※4 …… 1/2（限度額500万円・初年度のみ） **①～③は3年間補助!** **②③あわせて年1,000万円まで（通算3,000万円が上限）**

※1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者　※2 ゲーム・アニメ・CG技術を活用したコンテンツを制作する事務所
※3 敷金、礼金、不動産仲介料、保険料、共益費、保証金、権利金等は含まない　※4 工事費用のうち固定資産台帳上「建物」、「建物附属設備」、「構築物」に計上されるもの

■静岡市中心市街地活性化基本計画に定める区域

■その他　「進出前の視察」・「事務所の開設」・「進出後の規模拡大」まで、静岡市がサポートします!

現地視察　シェアオフィスや観光地の訪問など、市内視察をアテンドします!

人材確保支援　市内学校訪問に係る調整を行い、人材確保をご支援します!

日本平からの富士山

静岡おでん

不動産事業者と連携した物件探しもお手伝いします。

「静岡市企業立地ナビ」はこちら!
企業立地に関する情報を随時発信中!

お問い合わせ先　**静岡市経済局 産業基盤強化本部**　〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 5F
■企業立地係　電話／054-354-2407　FAX／054-354-2132

2026.4版